

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「飲食を通じての社会貢献」という企業理念にもとづき、「食」を事業の柱とする企業として、食品の安全性、衛生管理に対しては法令遵守と企業倫理を徹底し、厳格な対応をいたしております。

これからも、当社株主にとっての企業価値を高めることはもちろん、迅速かつ適切な意思決定や経営の執行及び監督体制の維持・強化に加え、適時適切な情報開示を通じて企業活動の透明性を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1-2-4】

当社の株主における株式保有比率(現在、海外投資家の株式保有比率は3%未満)から、現時点においては議決権電子行使プラットフォームの採用及び英文による招集通知の作成は行っておりません。今後、海外投資家の株式保有比率を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則 3-1-2】

当社の株主における株式保有比率(現在、海外投資家の株式保有比率は3%未満)から、現時点においては英文による情報の開示・提供は行っておりません。今後、外国法人等の株式保有比率を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則 4-8-1】

当社は、現在社外取締役2名を選任しており、社外取締役及び社外監査役を含め取締役会において積極的に議論に参加し、活発な意見交換を行っており、また、必要に応じて経営陣や監査役との話し合い等の機会を持ち、情報の交換及び認識の共有は十分に図れており、独立社外取締役のみを構成員とする定期的な会合を開催する予定はありません。

【補充原則 4-8-2】

当社は、現在社外取締役2名を選任しており、今後は、筆頭独立社外取締役を決定して、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図ってまいります。

【補充原則 4-10-1】

任意の諮問委員会等は設置しておりません。

経営陣幹部・取締役候補者の指名及び執行役員を選任は、独立社外役員を含む取締役会において候補者の実績・経験・能力等を勘案し、決定しております。また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額枠内で、独立社外役員を含む取締役会において、決定しております。

現行の仕組みで独立性・客観性は十分に機能しておりますが、さらに取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役の増員を含め任意の諮問委員会の設置を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1-4】

当社は、取引先等の株式を保有することにより取引の維持・拡大等が期待される銘柄について総合的な検討を踏まえ保有する方針としております。

政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当該企業の中長期的な企業価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損させることがないかを確認し、当該企業との対話などを通じて、適切に行使することを基本としております。なお、一定額以上の株式の取得については、取締役会の決議事項と定めております。

【原則 1-7】

当社は、関連当事者(役員、主要株主等)との取引については、会社法及び取締役会規程に基づき取締役会の決議事項と定めております。また、グループ役員による利益相反取引を把握すべく、役員及びその近親者(二親等内)と当社グループとの間の取引(役員報酬を除く)の有無等を定期的に調査を行い確認しております。さらに、当社と主要株主や子会社等の関連当事者との取引については、当社及び株主共同の利益を害することのないよう、第三者との取引と同様に社内承認手続きを行っております。なお、一定額以上の取引額となる重要な取引については、有価証券報告書等において開示しております。

【原則 3-1】

(1) 経営理念等は当社ホームページに開示・公表しております。

(2) コーポレート・ガバナンスの基本方針を、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書に開示・掲載しております。

(3) 株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は独立社外役員を含む取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

(4) 社内取締役については、当社または他社での実績・経験・能力・人望等を勘案し、また社外取締役については、東京証券取引所の定める独立性の要件に従うとともに、経営、法務、会計等の多様な分野での高い専門性と経験を勘案し選任しております。なお、取締役候補の指名については、独立社外役員を含む取締役会において候補者の実績・経験・能力等を勘案し、決定しております。監査役候補の指名については、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、監査役会で検討・同意をした上で、独立社外役員を含む取締役会の決議により決定しております。

(5) 「定時株主総会招集通知」において、取締役、監査役候補者の個々の略歴及び選任理由について記載しております。

【補充原則 4-1-1】

当社は、取締役会において決裁を要する事項については、法令及び定款で定められているもののほか、経営に及ぼす重要事項と位置付けるものについて「取締役会規程」に定め、取締役会において決議を行うこととしております。また、これら以外の業務執行の権限については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」において、業務分掌及び職務決裁基準を明確にし、取締役会から経営陣に対し権限を委譲し、経営陣は当該規程の定めに従って職務を執行しております。

【原則 4-8】

当社は、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しており、社外役員2名を独立役員として届出ております。現在独立社外取締役は1名、独立社外監査役は1名ではありますが、卓越した知見をもっており、各取締役及び監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、現段階において当社の独立社外取締役、独立社外監査役としての責務を十分に果たしております。また、法令上与えられた監査役の権限執行が随時なされており、十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えており、現時点で独立社外取締役を増員する必要はないと考えております。

なお、今後当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を増員する必要性が発生する可能性もあり、より高度なガバナンスを確保できるよう必要に応じて候補者の選任とともに、監査等委員会設置会社等の新たな機関設計も含め検討してまいります。

【原則 4-9】

当社は、独立社外監査役の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて選定を行っております。

【補充原則 4 - 11 - 1】

当社の取締役会は、専門的知識・豊富な経験・業務執行能力のバランスを確保しながら、経営判断に優れた取締役により構成しており、意思決定の迅速化を踏まえ必要人員に絞った体制にしております。

取締役会の規模に関しましては、取締役6名、社外取締役2名、監査役は社内監査役1名、社外監査役2名の計3名としており、月1回の定例取締役会及び機動的な臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。

【補充原則 4 - 11 - 2】

当社は兼任の状況等につきましては、毎年定時株主総会の事業報告において開示を行っております。

【補充原則 4 - 11 - 3】

当社は、取締役会全体の実効性の分析・評価に関し、今後、必要に応じて評価方法も含め検討してまいります。

また、上記の結果の概要に係る開示の方法についても必要に応じて検討してまいります。

【補充原則 4 - 14 - 2】

当社は、取締役及び監査役が、法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図るため、会社が所属する団体のセミナーや勉強会への参加、あるいは専門的知識を習得するための各機関紙からの情報収集に積極的に取り組むことを推進しております。

【原則 5 - 1】

株主との対話については、代表取締役又は経営陣幹部が対応しております。

また、当社ウェブサイト等で任意情報の開示等を積極的に実施しております。

インサイダー情報の管理については、社内規程に従い、法令違反を生じないように適切に情報を管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アセットシステム	2,131,000	35.47
井上啓子	363,580	6.05
カルラ従業員持株会	203,254	3.38
井上修一	180,028	3.00
井上純子	139,628	2.32
斎藤京子	88,184	1.47
井上善行	58,032	0.97
菊池公利	42,294	0.70
田中克彦	36,900	0.61
イシイ株式会社	26,000	0.43

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
花館 達	公認会計士													
齋藤 信一	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
花館 達			公認会計士であり、企業会計に関する専門的な知識・経験等を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため選任したものであります。
齋藤 信一			税理士として長く活躍されており、税務に関する豊富な経験と見識を有していることから、社外取締役として適任であると判断し選任したものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、内部監査室及び会計監査人と情報連絡や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性及び効率性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
永山 勝教	その他													
服部 耕三	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永山 勝教			企業活動に関する豊富な見識を有しており、外部からの中立的・客観的な経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものと判断しております。
服部 耕三			弁護士として長年の豊富な経験と知識を有しており、外部からの中立的・客観的な経営監視が十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

更新

従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権発行承認について、2019年5月22日に開催された第47期定時株主総会で承認されております。現場で働く従業員のモチベーションを上げることを最優先しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

第49期の取締役の報酬総額を開示しております。

報酬 74,699千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成16年5月28日開催の定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額200万円以内であり、取締役の報酬に関する社会的動向、当社の業績、社員給与とのバランス等を勘案の上、取締役の職位及び職責に応じた額を支給することを原則とし、取締役会で委任を受けた代表取締役社長に一任して決定する。この際、取締役会においては、報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、社外役員の意見を聴取し、当社の役員報酬制度のあり方等について検討する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会の開催によって、常勤監査役から社外監査役に対しての情報伝達を行っております。取締役会の開催に際しては、事前に資料を配布し事前説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

その他の事項

更新

代表取締役社長等を退任した者が、相談役や顧問等に就任していません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法上の機関である株主総会及び取締役会を、重要な業務執行に関する意思決定及び取締役・執行役員の業務執行に関する監督機関として位置づけております。

取締役会は、定款の定めにより10名以内(提出日現在(2021年5月27日))における取締役の数は8名)で構成されています。取締役会は毎月1回開催され、経営上の重要事項及び方針を審議し、議決します。なお、取締役8名の内2名は社外取締役(うち1名は独立役員)であります。

また、当社は監査役制度を採用し、迅速な意思決定と取締役会の活性により、効率的な経営システムの実現を図っております。2名の社外監査役(うち1名は独立役員)による客観的・中立的監視のもと、経営の監視機能の面で、十分な透明性と適法性が確保されているものと判断しております。

経営会議は取締役・各部門責任者で構成され、毎月1回定例開催しております。経営会議は、各部門の業務の執行状態及び経営に関する重要な事項について協議を行い、迅速かつ的確な意思決定を行っております。会議は経営の根幹をなす業務執行に関わる意思決定の場であり、常勤監査役が出席し、有効・適切な監査が行われるようにしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社がこのようなコーポレート・ガバナンス体制を選択した理由は、取締役会の「意思決定・監査機能」と監査役(会)による経営の監査機能の実効性を高める一方、迅速な意思決定と取締役会の活性により、効率的な経営システムの実現を図るために最善であると考えたからであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、売上速報、ニュースリリース等	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、企業理念である「飲食を通じての社会貢献」に則した企業行動をとり、代表取締役がその精神を役職者をはじめグループ会社全使用人に、継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理遵守の企業活動を行う。
監査役及び内部監査部門は連携し、「内部監査規程」及び「内部監査実施要領」に定める方法により、本部及び店舗の所管する業務について、そのコンプライアンス管理の実行状況を監査する。また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定する。
- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「文書取扱規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
災害・食中毒・犯罪・システム障害に係るリスクについて、想定する事態毎にその対応と体制を「災害時緊急対応マニュアル」に定め、リスクの発生に備える。
監査役及び内部監査部門は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、改善に努める。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
3事業年度を期間とする中期経営計画に基づき、毎期、部門毎の業績目標を設定し、各部門を担当する取締役は、その実施すべき具体的な施策及び権限を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。各部門長は、職務分掌及び権限を定めた社内規程に基づき、効率的な職務の執行を行う。内部監査部門は業務の監査を行い、内部統制の有効性と妥当性を検証する。
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規程により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。コンプライアンス委員会及びリスクに関する規程により、当社グループ全体のリスクの把握、管理及び法令違反行為、不正行為の監視等を行う。内部監査部門は、当社グループが効率的な業務遂行を行っているかどうか監視を行う。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、管理スタッフを監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役より意見を求めることができる。当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役会に報告する。また、内部監査の結果について、内部監査部門から直接報告を受けることができる。監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を当社及び子会社の社員等に求めることができる。
- 上記7の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
社員等からの監査役への通報については、公益通報処理規程に準じて取扱い、当該通報者に対する不当な取扱いを禁止する。
- 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の支払等を請求したときは、担当部門において必要でないことを証明した場合を除き、速やかに処理しなければならない。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。また、常勤監査役に経営会議をはじめとする社内での主要な会議の開催を通知し、その出席及び発言の機会を妨げないものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に関しては、取引先も含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当な介入等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 適時開示に係る基本方針について

当社は経営の透明性や企業の信頼性向上のために積極的な情報開示が必要であるとの基本認識に立ち、株主の皆様をはじめとするステークホルダーが必要とする情報を適時・適切に開示することを基本方針として、公平かつ適時・適切な会社情報の開示に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制について

当社は、適時・適切な情報開示を実現するため、社内規程を定め、この基本ルールに従い適切な情報管理及び情報開示手続きを行っております。会社情報の適時開示に係る業務の所管を管理本部とし、同部の担当役員である管理本部長を「情報取扱責任者」としております。「情報取扱責任者」は、社内各部門との連携により、適切な情報収集及び分析を行っております。「情報取扱責任者」に一元的に集約され分析された情報は、代表取締役社長の承認を得て開示が決定されます。決定後、「情報取扱責任者」は、管理本部の「情報開示担当者」に指示し、開示を行います。公表の方法は、TNetへの登録によって行われ、公表した情報は当社ホームページにも掲載しております。

決定事項に関する情報

取締役会で重要事項を決定した場合は、決定後、速やかに「情報取扱責任者」のもと「情報開示担当者」が開示を行います。

発生事実に関する情報

発生事実に関する情報につきましては、当該事実の発生を認識した部門から、直ちに「情報取扱責任者」に報告がなされます。「情報取扱責任者」は、内容を把握し、適時開示の要否を判断のうえ、代表取締役社長に報告します。開示の決定を受けた後、速やかに「情報取扱責任者」の指示のもと「情報開示担当者」が開示を行います。

決算に関する情報

決算に関する情報につきましては、管理本部が開示資料を作成し取締役会に付議し、取締役会の承認を得た上で、速やかに「情報取扱責任者」の指示のもと「情報開示担当者」が開示を行います。

子会社に係る情報

子会社に係る情報につきましては、「関連会社管理規程」に基づき、当社への報告が義務付けられており、報告を受けた「情報取扱責任者」は、適時開示の要否を判断のうえ、代表取締役社長に報告する体制を備えております。

3. 適時開示体制を対象としたモニタリング

開示すべき開示情報は、正確性と適法性について会計監査人、また必要に応じて、弁護士チェックとアドバイスを受けております。また適時開示体制及び情報開示プロセスについて、監査役会、内部監査室による監査を実施しております。

